

仮訳

HM Revenue
& Customs
(歳入関税庁)

National Insurance contributions

National Insurance Contributions and Employer
Office
HM Revenue and Customs
BN9 1AN
United Kingdom
Phone: +44 (0) 3000-
Fax: +44 (0) 191 22-
Please use this name and reference if you write
or call:

照会番号:

日本国で就労する人のための連合王国国民保険法令による義務の継続に関する証明書
様式 UK/JAPAN1

社会保障に関するグレート・ブリテン及び
北部アイルランド連合王国と日本国との間の協定
・協定第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条
・行政取決め第3条1及び第5条

日英社会保障協定適用証明書

本証明書をお送りする理由

連合王国国民保険法令に対する義務の継続に関する貴方の証明書として本証明書をお送りします。
内容に誤りがないことを確認して下さい。もし誤りがありましたら、証明書を当方まで返却し、正しい情報
をご連絡下さい。

被保険者の詳細

国民保険番号

姓

名

その他の名

生年月日

住所

郵便番号

仮訳

事業主の詳細

裏面に示される者は連合王国の法令に基づく被保険者であり、
会社の名称（ ）被用者です。
会社の名称（ ）自営業者です。

連絡先住所

郵便番号

日中に連絡可能な電話番号及びファックス番号(市外局番含む)

日本国の事業所

裏面に示される者の日本国における雇用者は

会社名

住所

自営業者

日本国における就労地

会社名

住所

証明

協定第 X 条並びに行政取決めの第 3 条 1 及び第 5 条に基づき、裏面に記載される者は 年月日 から 年月日 までの間、引き続き連合王国の法令の適用を受ける。

仮訳

連合王国側記入欄

署名(連合王国の権限ある当局を代表して)

日付

印

HM REVENUE & CUSTOMS
NATIONAL INSURANCE
CONTRIBUTIONS & EMPLOYER
OFFICE
BX9 1AN

仮訳

今すべきこと

事業主

- 1 日本国に代理人がいる場合、
 - ・ 証明書の1通を貴方の代理人に
 - ・ 証明書のもう1通を貴方の従業員にそれぞれ渡して下さい
- 2 日本国に代理人がいない場合、証明書2通を従業員に渡して下さい。
- 3 貴方は、この証明書が適用される期間にわたって、本書の表面に記載された貴方の従業員のために、連合王国の第1種国民保険料を支払わなければなりません。
- 4 日本国における雇用の期間が証明書に記載された期間を超えるものの、当該雇用の開始から5年を超えないときは当方にお知らせ下さい。

従業員

- 1 証明書は今後の参照のために保管して下さい。
- 2 日本国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示して下さい。
- 3 日本国における就労の期間が5年を上回るときは、6年目の開始時から日本国の法令に従って強制保険に加入しなければなりません。
- 4 この証明書が適用される期間中に給付を申請するときは、申請書をできるだけ早く以下の住所に送って下さい。

Department for Work and Pensions (労働年金省)
The Pension Service
Tyneview Park
Whitley Road
Benton
Newcastle upon Tyne NE98 1BA
ENGLAND

日本国における事業主の代理人

- 1 この証明書は記録として大事に保管して下さい。
- 2 日本国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示して下さい。
- 3 日本における就労の期間が証明書に記載された期間を超えるものの、雇用の開始から5年を超えないときであって、事業主がその旨を当方に知らせていないときは直ちに知らせて下さい。住所は証明書表面の上段にあります。

自営業者

- 1 証明書は今後の参照のために保管して下さい。
- 2 日本国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示して下さい。
- 3 貴方は、この証明書が適用される期間にわたって、連合王国の第2種国民保険料を支払わなければなりません。

仮訳

- 4 この証明書が適用される期間中に給付を申請するときは、申請書をできるだけ早く以下の住所に送って下さい。

Department for Work and Pensions (労働年金省)
The Pension Service
Tyneview Park
Whitley Road
Benton
Newcastle upon Tyne NE98 1BA
ENGLAND

重要

申請には厳格な提出期限があります。期限内に申請しなければ、給付を受けられない場合があります。

サービスの改善

サービスを改善するため、貴方のご意見・ご提案をいつでもお待ちしております。我々のサービスについて不快な思いをした経験や、ご意見がありましたら、標記の住所または電話番号にご連絡下さい。